

第8回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム	
平成29年3月30日	資料6

(第7回ワーキングチーム配付資料 一部改変 (改変箇所を下線))

受験資格の特例において規定する科目について (素案)

1. 受験資格の特例の概要

○ 公認心理師法 (以下、「法」という。) 附則第2条において、公認心理師の受験資格の特例について定めている。

○ 法附則第2条第1項に定める者 (特例として受験資格が認められる者) は以下のとおり (参考資料1参照)。なお、「その他その者に準ずるもの」については公認心理師カリキュラム等検討会において今後議論する。

- ① 施行日前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において必要な科目として省令で定めるものを修めたもの (第1号)
- ② 施行日前に大学院に入学した者であって、施行日以後に必要な科目として省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの (第2号)
- ③ 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者であって、施行日以後に大学院において法第7条第1号の省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの (第3号)
- ④ 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者であって、法第7条第2号の省令で定める施設において同号の省令で定める期間以上法第2条第1号から第3号までの業務に従事したもの (第4号)

○ 法附則第2条第2項に規定するもの (いわゆる現任者の実務経験) については、素案 (資料7) のとおりとする。

2. 法附則第2条第1項の省令で定める科目について

○ 法附則第2条第1項第1号及び第2号の省令で定める科目 (大学院で修める科目) 及び法第2条第3号及び第4号の省令で定める科目 (大学で修める科目) について、下記のとおりそれぞれ整理した。

- ① 法附則第2条第1項第1号及び第2号の省令で定める科目 (大学院で修める科目) については、原則として、法第7条第1号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目 (大学院で修める科目) と同一であることが望ましいが、現在の大学院の心理学研究科等で実施されているカリキュラムの実態を踏まえるとともに、既存の心

理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、下記の場合に受験資格の特例を認める。

- ・ 法第7条第1号の省令で定める9科目を、その類似性から3つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計6科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。（詳細は別紙参照）

② 法附則第2条第1項第3号及び第4号までの省令で定める科目（大学で修める科目）については、原則として、法第7条第1号及び第2号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目（大学で修める科目）と同一であることが望ましいが、現在の大学の心理学部等で実施されているカリキュラムの実態や、大学卒業後には、大学院において法第7条第1号で定める科目を修めてその課程を修了すること、又は、法第7条第2号に基づき実務経験を行う必要があることを踏まえ、併せて既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、下記の場合に受験資格の特例を認める。

- ・ 法第7条第1号及び第2号の省令で定める24科目のうち、その一部を除いた22科目を、その類似性から5つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計11科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号又は同項第4号に該当するものとする。（詳細は別紙参照）

（参考）公認心理師法附則第2条第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 1 法の施行の日（以下、「施行日」という。）前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目（以下、「必要な科目」という。）として文部科学省令・厚生労働省令（以下、「省令」という。）で定めるものを修めたもの
- 2 施行日前に大学院に入学した者であって、施行日以後に必要な科目として省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの
- 3 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして省令で定める者であって、施行日以後に大学院において法第7条第1号の省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの
- 4 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして省令で定める者であつ

て、法第7条第2号の省令で定める施設において同号の省令で定める期間
以上法第2条第1号から第3号までの業務に従事したもの

公認心理師法附則第2条第2項

この法律の施行の際現に第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、この法律の施行後5年間は、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 1 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った者

受験資格の特例について①

(法附則第2条第1項第1号及び同項第2号の省令で定める大学院における科目)

法第7条第1号の省令で定める科目(素案)

①保健医療分野に関する理論と支援の展開
②福祉分野に関する理論と支援の展開
③教育分野に関する理論と支援の展開
④司法分野に関する理論と支援の展開
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開
⑥心理的アセスメントに関する理論と実践
⑦心理支援に関する理論と実践
⑧家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践
⑨心理実践実習(450時間以上)

施行日前に大学院の課程を修了した場合 又は施行日前に大学院に入学している場合

①から⑨までの科目をその類似性から3つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計6科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。

- ①～⑤: 主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目
→ ①を含む3科目以上相当を修める
- ⑥～⑧: 心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目
→ ⑥～⑧のうち2科目以上に相当する科目を修める
- ⑨実習科目
→ 相当する科目を修める(時間は問わない)

法第7条第1号の省令で定める科目(素案)と対応する科目の例(案)

法第7条第1号の省令で定める科目(素案) (主に臨床心理士指定大学院※における科目)

法第7条第1号の省令で定める科目(素案)	対応する科目の例(案)
①保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論、心身医学特論、精神薬理学特論、神経生理学特論 等
②福祉分野に関する理論と支援の展開	老年心理学特論、障害者(児)心理学特論、発達心理学特論 等
③教育分野に関する理論と支援の展開	教育心理学特論、学校臨床心理学特論、特別支援教育、教授・学校心理学 等
④司法分野に関する理論と支援の展開	犯罪心理学特論 等
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	人間関係学特論 等
⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理面接特論、臨床心理査定演習、投影法特論 等
⑦心理支援に関する理論と実践	心理療法等 等
⑧家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践	グループ・アプローチ特論、臨床心理地域援助特論、家族心理学特論 等
⑨心理実践実習(450時間以上)	臨床心理基礎実習、臨床心理実習 等

※公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が臨床心理士養成のための教育課程として指定する大学院。指定には一定の要件(教員組織、カリキュラム、臨床心理実習施設など)を備えていることが求められる。

受験資格の特例について②

(法附則第2条第1項第3号及び同項第4号の省令で定める大学における科目)

法第7条第1号及び第2号の省令で定める科目(素案)

①公認心理師の職責
②心理学概論
③臨床心理学概論
④心理学研究法(統計法を含む。)
⑤心理学実験
⑥知覚・認知心理学
⑦学習・言語心理学
⑧感情・人格心理学
⑨神経・生理心理学
⑩家族・社会・集団心理学
⑪発達心理学
⑫障害者(児)心理学
⑬心理的アセスメント
⑭心理学的支援法
⑮健康・医療心理学
⑯福祉心理学
⑰教育・学校心理学
⑱司法心理学(犯罪心理学を含む。)
⑲産業・組織心理学
⑳人体の構造と機能及び疾病
㉑精神疾患とその治療
㉒関係行政論
㉓心理演習
㉔心理実習(80時間以上)

施行日前に大学に入学した場合

①と②を除いた22科目をその類似性から5つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計11科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号又は同項第4号に該当するものとする。

※①及び②は、公認心理師特有の科目と考えられ、法施行日において、相当する科目を開講している大学は少ないと想定されるため、修める必要のある科目としない。

- ②～⑤:心理学基礎科目
→ 2科目以上相当を修める
- ⑥～⑫:心理学の基本的理論に関する科目
→ 4科目以上相当を修める
- ⑬、⑭、㉓及び㉔:心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目
→ 2科目以上相当を修める(ただし㉔については時間を問わない)
- ⑮～⑲:主な職域における心理学に関する科目
→ 2科目以上相当を修める
- ㉒～㉓:心理学関連科目
→ ㉒又は㉓に相当する科目を修める